

川越市屋外広告物条例施行規則の一部改正について（素案）

令和2年3月
都市計画部

【規則改正の趣旨】

本市は、平成15年4月1日より、川越市屋外広告物条例を施行し、良好な都市景観の形成と、公衆に対する危害防止を目的に運用してまいりました。

このたび、台風等の被害を想定した安全確認体制の強化と、より適正な許可事務の充実を目的に、川越市屋外広告物条例施行規則の一部改正を検討しています。

つきましては、川越市屋外広告物条例施行規則の一部改正の（素案）について意見募集を行います。

【一部改正案の内容】

- (1) 許可申請時の添付書類として、屋外広告物等点検報告書を追加することで、定期的な安全点検の実施を求めます。（様式の追加）
- (2) 自家広告物以外の独立看板の許可の上限を、用途地域や、建物の有無、道路からの距離に関わらず、総表示面積10㎡以下に統一します。（別表の一部見直し）

【改正により期待される効果】

- (1) 3年に1度の許可更新時に合わせた、定期的な安全点検の実施が担保されるため、屋外広告物の安全性の向上が図られます。
- (2) 既存の掲出物件を使用する新規許可においても、管理者の設置と安全点検の実施が必要になり、安全性の向上が図られます。
- (3) 掲出者、屋外広告業者双方にとって、よりわかりやすい基準となることから、これまで以上の適正な許可事務を進めることが可能となります。

【施行を予定する日】

令和2年7月1日